
目 次

告示	
○道指定天然記念物の指定について……………	7
通達・通知	
○北海道教育委員会委員の異動について……………	8

告 示

北海道教育委員会告示第53号

北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）第31条第1項の規定により、別記の天然記念物を北海道の天然記念物に指定した。

平成30年10月30日

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

別記

- | | |
|-------|--|
| 1 種 別 | 天然記念物 |
| 2 名 称 | ヌマタネズミイルカ化石 |
| 3 員 数 | 3標本（化石点数121点）
NFL7（完模式標本） 化石点数：119点（頭骨1点、耳骨2点、下顎骨1点、
歯23点、脊椎46点、肋骨 ^{ろっ} 11点、肩甲骨2点、上腕骨1点、橈骨 ^{とう} 1点、尺骨
1点、指骨14点、胸骨1点、部位不明骨15点）
NFL2074 化石点数：1点（耳骨1点）
NFL2617 化石点数：1点（頭骨1点） |

4 指定年月日 平成30年10月30日

5 規 模 体長 およそ2m

6 所 在 地 雨竜郡沼田町南1条2丁目7番49号（沼田町化石館レプリカ工房）

7 所 有 者 沼田町

8 指定の事由

（1）指定基準

北海道文化財保護条例施行規則（昭和52年北海道教育委員会規則第12号）第57条及び別表第8道指定史跡名勝天然記念物指定基準天然記念物の部

次に掲げる動物、植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、自然を記念するもの

3 地質鉱物

（12）特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

（2）指定理由

ヌマタネズミイルカ化石は、約400万年前（新生代新第三紀鮮新世）に生息していた小型の「歯クジラ」の化石である。日本で最初に新属・新種として生物学的記載がなされたネズミイルカ科の化石で、現生のネズミイルカとは古い時期に系統が分かれたグループの一つに属しており、ネズミイルカ科の進化史を探る上で重要な化石であるとともに、全身がほぼそのままの状態出土した世界的にも類のない良好な保存状態であるため、化石生成の研究でも度々引用され、学術的価値が高い。

通 達 ・ 通 知

教 総 第 1 1 0 6 号
平成30年10月30日各 部 課 長
各 教 育 局 長
各 所 管 機 関 の 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

北海道教育委員会委員の異動について（通知）
このことについて、次のとおり通知します。

記

1 異動事項

区 分	氏 名	任 期	備 考
委 員	橋 場 弘 之	平成30. 10. 30～平成34. 10. 29	再 任

2 異動後の構成

区 分	氏 名	備 考
教育長	佐 藤 嘉 大	
委 員	鶴 羽 佳 子	教育長職務代行者（第1順位）
委 員	末 岡 裕 文	教育長職務代行者（第2順位）
委 員	田 澤 由 利	
委 員	橋 場 弘 之	
委 員	山 本 伸 弘	

(総務政策局総務課法制グループ)